

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月6日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第38号

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年新潟県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p> <p>（略）</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p> <p>（略）</p>
<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p>	<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p>

(略)

第3号様式 (第2条関係)

漁獲努力量等報告書(漁獲努力量管理区分)及び
個人情報の取扱いに関する同意書

(略)

1 (略)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

(略)

第4号様式 (第3条関係)

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

(略)

1 (略)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(略)

第3号様式 (第2条関係)

漁獲努力量等報告書(漁獲努力量管理区分)及び
個人情報の取扱いに関する同意書

(略)

1 (略)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

(略)

第4号様式 (第3条関係)

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

(略)

1 (略)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

(略)